

市民からの意見・要望の要旨	市の考え方（対応）
<p>1. 食品等事業者への監視指導について （1）食品等事業者におけるHACCPによる衛生管理の推進について（監視指導計画5P）</p> <p>① 「三 施設への立ち入り検査に関する事項」の平成29年度の重点監視項目の1番目に掲げ、国が実施を予定する「HACCPによる衛生管理の制度化」に対して食品等事業者がHACCPの導入を円滑に行えるよう、また、適切な対応を取れるよう、指導・助言を行なうとあります。立ち入り検査や他の監視活動の中で行なうこと、また、啓蒙普及活動として広報や学習・研修などを行なうことについて、具体的にどのような取り組みを行なうのか、お教えいただきたい。</p> <p>② 監視指導活動では、中小零細の食品等事業者が「一般的衛生管理」と「HACCP」の実施を行えるように、指導・助言する側の体制を強化する必要があると思います。食品製造や調理に関する指導・助言を行なう専門知識を有する職員の配置強化が望まれます。担当する職員や部署の体制強化について、質的、量的な面で考えていることがあれば、お教えいただきたい。</p>	<p>平成28年度は食品等事業者への各種研修会、講習会で、HACCPの制度について周知を行って参りました。また、個々の事業者ごとに一般衛生管理やHACCPの進捗状況について把握に努めて参りました。</p> <p>平成29年度は、これまでに把握したことを踏まえ、大規模・中規模の製造業者を中心にHACCP導入を進めたいと考えています。</p> <p>具体的には、一般衛生管理が適正に行われている施設については、HACCPの12手順を1手順でも進められるように、一部導入している施設についてはPDCAサイクルが回るように、事業者の状況に合わせて推進したいと考えています。</p> <p>平成28年度本市においては、国が主催するHACCPに関する指導者養成講習会に、3名の職員を派遣しました。また、北陸3県合同で実施する初級研修会に別の3名の職員を派遣しました。</p> <p>平成29年度においても、指導・助言のできる人材の育成を図っていきます。</p>
<p>（2）立ち入り検査の対象施設の分類と監視回数について（監視指導計画5P） 食中毒の発生頻度などを勘案して4つに分類し監視指導を行なうとありますが、平成29年度計画では対象数9,600施設、監視回数</p>	<p>監視対象施設は、現有施設数と新規開店の見込み数を基に計上したところ、減少しました。</p> <p>監視回数については、平成29年度は、HACCP導入に重点をおいた監視体制の強化</p>

<p>5,080回と平成28年度（対象数9,750施設、5,500回）より減少しています。D分類（許可更新時の施設）の検査が200施設増加（回数は50回減少）しているものの、A分類（食中毒が発生した場合影響が大きいと考えられる施設）では210施設減少し、その回数も220回減少しています。B、C分類も施設数、回数とも減少しています。ノロウイルス食中毒は平成28年度も全国的に発生し患者数は引き続き数多く出ています。本計画でも「ノロウイルスによる食中毒の予防」として平成29年度の重点監視項目の2番目に位置づけています。平成29年度計画にて減少した理由について、お教えいただきたい。また、食中毒の発生は大きな健康危害を起しますので、立ち入り検査数について現状の提案から増やすよう要望します。特にA分類を強化するよう望みます。</p>	<p>を図っていく方針であり、1回の監視にかかる時間の拡大が予想されましたので、全体的に見直すこととしました。</p> <p>従来A分類だった施設の中で、衛生管理体制が整っている給食施設や、茶屋街やスーパー内の小規模のテナントのように、簡易な調理や販売のみの店舗については、分類を変更しました。逆に、カット野菜や漬物製造業者はHACCP導入の観点から、監視頻度を上げる等の調整をしました。</p> <p>ノロウイルスによる食中毒事件は、そのほとんどが飲食店を原因として発生していますが、飲食店の監視頻度及び件数は平成28年度からの変更はありません。</p>
<p>（3）食品表示及び加工食品の原料原産地表示制度への対応について（監視指導計画3P）</p> <p>食品等事業者に対する監視指導について、本計画でも食品衛生法第6条、第10条、第11条、また、食品表示法第6条などが明記されています。2015年4月より食品表示の新しい基準、ルール定めた食品表示法が施行され、生鮮食品は2016年9月末、加工食品は2020年3月末までに実施することが求められています。実施猶予期間中は、新法表示と旧法表示の両方が認められていますが、2020年4月からの完全実施に向けて食品等事業者が取り扱う商品について正しく表示がなされるよう、監視・指導、援助・助言など様々な機会を通して行い円滑な実施に向けて後押しをして</p>	<p>本市では食品等事業者に対する監視指導時や各種の研修会、講習会等の機会を通じて、食品表示に関する情報提供を行い、引き続き新表示への対応が適正に行われるよう、食品等事業者に対し、指導・助言して参ります。</p> <p>また、今後行われる予定の、加工食品の原料原産地表示拡大についても、関係部局と連携し、適正に対応して参ります。</p>

いただきたい。また、加工食品の原料原産地表示制度について今後拡大が予想されていますが、その内容や実施について食品等事業者が対応できるように、監視指導計画の活動の中でも配慮して取り上げていただきたい。